

(四) 二月二十三日四名ノ退職ハ事件一段落ノ上ハ理否
ハ別問題トシテ可成職工側ノ希望ヲ容ルノト
(六) 組長ニ日給ヲ支給スルハ異議ナシ但シ伍長ニ
之ヲ給スルトキハ却テ請員工程ヲ減少スルコト
トナルベキヲ以テ更ニ考セラレタシ
(七) 工賃額ニ就キ解明ヲ欠クモノアラバ之ヲ解明スル
ルハ因ヨリ其所ナリ依ツテ其方法ニ関シ職工
作業會計ヨリ各一名ノ委算ヲ差出シ至
急協議決定スベシ

11月 報

覺見書

今般會社側ト職工間ニ尤記覺見書ニ通リ會員行スル事
ニ決定ス
一、本社現在定雇工賃ハ平均約壹圓參拾五錢
ナリ此際之ニ三割以内ヲ加ヘ新ニ定雇給テ定メ其
辭令ヲ支附スル事
二、會社ノ都合ニ依リ勤務時間短縮ノ場合在
巴々ヲ得サル作業上ノ事故ノ爲メ請員工賃不足
ノ中ハ定雇賃金ニ依ルベシ
三、遅刻罰金ハ之ヲ廢止ス但シ遅刻十分間ヲ超
スル者ハ當日入場就職ヲ謝絶スベシ
四、工具ハ會社持ノ事